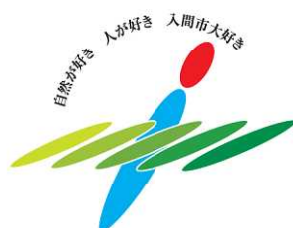


第二次入間市環境基本計画

～ 人と環境が共生するまちをめざして～



入間市



ごあいさつ

入間市は、入間川や加治丘陵、広大な茶畑など豊かな自然に恵まれ、また、首都圏約40kmに位置していることから、産業と自然が調和した活力ある都市として発展してきました。

次世代に入間市の豊かな自然環境を引き継ぐために、平成12年3月に「入間市環境基本計画」を策定し、環境意識の高い市民の育成、加治丘陵の緑地保全、河川水質の向上など、様々な環境施策に取り組んできましたが、この間、地球温暖化防止に向けた対応や、生物多様性に関する法令の制定など社会情勢は大きく変化し、私たちを取り巻く環境問題は近年ますます複雑化し、多岐にわたってきております。

こうした中、この度「入間市環境基本計画」の計画期間が終了したことを受け、本市の良好な環境を保全、創造し、持続的な発展が可能な地域社会の構築を目指して、平成22年度からの10年間で新たな計画期間として「第二次入間市環境基本計画」を策定いたしました。

今後、本計画に基づき市民と行政との協働により望ましい環境像の実現に向けて、日々努力を重ねてまいりますので、皆様の御支援、御協力をお願い申し上げます。

むすびに、本計画の策定にあたり、多大な御尽力をいただいた入間市環境審議会の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をお寄せいただいた多くの方々に御礼申し上げます。

入間市長 木下 博

目次

第1章	基本的考え方	
1-1	計画策定の趣旨	2
1-2	計画の基本的事項	3
	(1) 計画の目的	
	(2) 計画の構成	
	(3) 計画期間	
	(4) 計画の位置づけ	
1-3	計画の推進体制	4
	(1) 各主体の役割と責務	
	(2) 協働による計画の推進体制	
第2章	第一次計画の評価と今後の課題	
2-1	市の取組	6
2-2	第一次計画の評価	7
	(1) 98項目の具体的施策の実施状況	
	(2) 施策別の取組結果	
2-3	今後の課題	15
	(1) 第一次計画における課題	
	(2) 第二次計画における新たな課題	
第3章	望ましい環境像と6つの基本方針	
3-1	望ましい環境像	20
3-2	望ましい環境像を実現するための基本方針	20
3-3	「6つの基本方針」～「24の施策」～「目標」の体系	22
第4章	施策の具体的内容と進行管理指標	
基本方針1	環境意識を持ち、自発的に行動する市民になる	26
	(1) 行動する人をつくる	
	(2) 行動する場・機会をつくる	
	(3) 団体の行動力を高め、連携を強化する	
基本方針2	安心して健康に暮らせる生活環境を保全する	28
	(1) きれいな空気を守る	
	(2) きれいな水を守る	
	(3) 騒音・振動・悪臭を防止する	
	(4) 土壌・地下水の汚染を防止する	
	(5) 有害化学物質による汚染を防止する	

基本方針3	豊かな自然環境を保全・再生して、活かす	31
	(1) 残された雑木林の自然を守り、活かす	
	(2) 水の循環を守り、水辺の自然を再生する	
	(3) 畑を守り、活かす	
	(4) 水と緑をつなぎ、緑の回廊をつくる	
	(5) 身近な自然とのふれあいの機会を増やす	
基本方針4	うるおいとやすらぎのある、住み良い環境のまちをつくる	34
	(1) 安心安全な住み良いまちをつくる	
	(2) 緑豊かな市街地をつくる	
	(3) 歴史・文化が大切にされた美しい空間を形成する	
	(4) 環境にやさしい交通システムを構築する	
基本方針5	環境負荷を低減して、循環型の社会をつくる	36
	(1) エネルギーを有効利用する	
	(2) ごみの減量や再使用・再利用を推進する	
	(3) グリーンコンシューマーの取組を普及、支援する	
	(4) 環境配慮の事業活動を普及、支援する	
基本方針6	地球環境保全のために貢献する	39
	(1) 地球温暖化防止の取組を推進する	
	(2) 国際交流を通じて地球環境保全に取り組む	
	(3) 生物多様性保全への取組を進める	
進行管理指標		42

第5章 施策の実効性の確保

5-1	パートナーシップの構築	52
	(1) 各主体間の協働体制の整備	
	(2) 広域的な連携体制の構築	
5-2	情報の共有化	54
	(1) 環境情報の整備・共有	
	(2) 様々なメディアの利用	
5-3	計画の進行管理	55
	(1) 進行管理システムの推進	
	(2) 環境指標を利用した進行管理	
	(3) 計画の推進体制	

資料編

1.	第二次入間市環境基本計画策定経過	60
2.	市民意見	61
3.	入間市環境審議会委員名簿	61
4.	第二次入間市環境基本計画の策定について（答申）	62
5.	入間市環境基本条例	63
6.	入間市環境審議会条例	66
7.	用語解説	67